第五十五条第一項及び第二項中「第十一号」を「第十二号」に改め、同条第三項中「次に掲げる金額」を「出資一口の金額の減少により減少した出資の額が、持分の払戻しとして当該出資組合の組合員に支払つた金額及び損失の塡補に充てた金額を超えるときは、その超過額」に改め、同項各号を削り、同条第四項を次のように改める。

4　合併に際して利益準備金又は資本準備金として計上すべき額については、農林水産省令で定める。

第五十五条第五項及び第六項中「てん補」を「塡補」に改め、同条第七項中「第十三号」を「第十四号」に改める。

第五十七条の二を削る。

第五十七条の三中「第十一条の十一、第十一条の十四、第十五条の十から第十五条の十六まで」を「第十一条の十四、第十一条の十七、第十五条の十七から第十五条の二十三まで」に改め、同条を第五十七条の二とする。

第五十八条第二項中「第二十六条第一項」を「第二十五条第一項」に改める。

第五十八条の三第一項中「第十一号」を「第十二号」に改める。

第六十二条第三項中「議決」を「決議」に改め、同条第五項中「その会日」を「創立総会の日」に改め、同条第六項中「議決」を「決議」に、「第四十七条の五及び第四十七条の六」を「第四十七条の四及び第四十七条の五」に改める。

第六十五条第一項中「二箇月」を「二月」に改める。

第六十六条の見出し中「事務引渡」を「事務引渡し」に改め、同条第一項中「その事務」を「、その事務」に改め、同条第二項中「引渡」を「引渡し」に、「払込」を「払込み」に改め、同条第三項中「払込」を「払込み」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第六十七条中「因つて」を「よつて」に改める。

第六十八条第二項中「解散」を「第十一条第一項第四号又は第十二号の事業を行う組合の解散」に改め、同条第三項中「申請があつた場合に」を「認可について」に改め、「第六十四条（第二号を除く。）及び第六十五条」を削り、同条第五項中「その旨」を「、その旨」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「因る外」を「よるほか」に、「因つて」を「よつて」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　組合（第二項の組合を除く。次条第一項及び第六十八条の三において同じ。）は、第一項第二号及び第五号の事由以外の事由によつて解散した場合には、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

第六十八条の次に次の二条を加える。

（休眠組合のみなし解散）

第六十八条の二　休眠組合（組合であつて、当該組合に関する登記が最後にあつた日から五年を経過したものをいう。以下この条において同じ。）は、行政庁が当該休眠組合に対し二月以内に農林水産省令で定めるところにより行政庁に事業を廃止していない旨の届出をすべき旨を官報に公告した場合において、その届出をしないときは、その二月の期間の満了の時に、解散したものとみなす。ただし、当該期間内に当該休眠組合に関する登記がされたときは、この限りでない。

2　行政庁は、前項の規定による公告をした場合には、当該休眠組合に対し、その旨の通知を発しなければならない。

（組合の継続）

第六十八条の三　組合は、第六十八条第一項第一号又は第四号の事由によつて解散した場合（前条第一項の規定により解散したものとみなされた場合を含む。）には、その清算が結了するまで（前条第一項の規定により解散したものとみなされた場合にあつては、解散したものとみなされた後三年以内に限る。）、総会の決議によつて、組合を継続することができる。

2　第五十条の規定は、前項の規定による組合の継続について準用する。

3　第一項の規定により組合が継続したときは、二週間以内に、その旨を行政庁に届け出なければならない。

第六十九条第一項中「、総会の議決を経て」を削り、「締結しなければ」を「締結して、総会の決議により、その承認を受けなければ」に改め、同条第三項中「第十一号」を「第十二号」に、「準用する」を「、それぞれ準用する」に改め、同条第四項中「出資組合」を「組合」に、「「合併」を「「合併」に改め、「する旨」と」の下に「、同項第二号中「計算書類」とあるのは「財産目録又は計算書類」と」を加える。

第六十九条の二の見出し中「議決」を「決議」に改め、同条第一項中「第三十四条の二第三項の組合」を「経営管理委員設置組合」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「議決」を「決議」に改める。

第六十九条の三第一項第一号及び第二号を次のように改める。

一　合併によつて消滅する組合　次のイ又はロに掲げる日のいずれか早い日から合併の登記の日まで

イ　第六十九条第一項の総会の日の二週間前の日

ロ　第六十九条第四項において準用する第五十三条第二項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日

二　合併後存続する組合　次のイ又はロに掲げる日のいずれか早い日から合併の登記の日後六月を経過する日まで

イ　第六十九条第一項の総会の日（前条第一項の規定により総会の決議を経ないで合併を行う場合にあつては、理事会（経営管理委員設置組合にあつては、経営管理委員会）の決議の日）の二週間前の日

ロ　前号ロに掲げる日

第六十九条の三第一項第三号中「六箇月」を「六月」に改める。

第六十九条の四第二項ただし書中「議決」を「決議」に改める。

第七十条第一項中「第三十四条の二第三項の組合」を「経営管理委員設置組合」に改め、同条第二項中「前項の規定による役員のうち、理事の選任については、」を削り、「の規定を、経営管理委員の選任については、第三十四条の二第二項本文の規定を」を「、第十一項及び第十二項の規定は、前項に規定する役員のうち理事の選任について」に改め、同条第三項中「第一項」を「第五十条の規定は、第一項」に、「には、第五十条の規定を」を「について」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　第三十四条の二第三項の規定は、第一項に規定する役員のうち経営管理委員の選任について準用する。この場合において、同条第三項中「前条第十項」とあるのは、「前条第十項本文」と読み替えるものとする。

第七十一条中「因つて」を「よつて」に改め、「第百七条に規定する」を削る。

第七十二条中「因つて」を「よつて」に、「基いて」を「基づいて」に改める。

第七十二条の二第二項中「六箇月」を「六月」に改める。

第七十五条第二項及び第七十六条第二項中「第三十四条の二第三項の組合」を「経営管理委員設置組合」に改める。

第七十七条中「第四十二条の二、第四十七条、第四十七条の三第二項から第四項まで、第四十七条の四、第四十七条の五第二項」を「第四十二条の二第一項、第四十七条の二第二項から第四項まで、第四十七条の三、第四十七条の四第二項」に改め、「定めるもの」の下に「（以下「計算書類」という。）」を加える。

第八十六条第一項中「第二十六条第二項」を「第二十五条第二項」に、「第二十七条から」を「第二十六条から」に、「第二十八条第一項」を「第二十七条第一項」に、「第二十八条の二」を「第二十八条」に、「第二十七条第一項」を「第二十六条第一項」に改め、同条第二項中「第四十二条の二前段」を「第四十二条の二第一項前段」に、「から第四十七条まで、第四十七条の三第二項から第四項まで、第四十七条の四第一項及び第二項、第四十七条の五第一項、第四十七条の六、第四十七条の七」を「、第四十六条、第四十七条の二第二項から第四項まで、第四十七条の三第一項及び第二項、第四十七条の四第一項、第四十七条の五、第四十七条の六」に、「議決」を「決議」に、「第四十七条の三第二項中」を「第四十七条の四第二項中」に、「第四十七条の四第二項」を「第四十七条の三第